

港区立児童発達支援センター管理運営に関する基本協定書の変更協定書

港区（以下「甲」という。）と社会福祉法人友愛十字会（以下「乙」という。）は、令和2年3月31日付で締結した「港区立児童発達支援センター管理運営に関する基本協定書」（以下「原協定」という。）第51条の規定に基づく一部変更について、次のとおり協定を締結し、令和4年度分の指定管理料の清算から適用する。

1 原協定第31条第5項について、次のように改める。

5 次に掲げる場合には、実績に応じて清算するものとする。

- (1) 修繕費、光熱水費及び職員人件費について余剰金が発生したとき。
- (2) 実績が事業計画における見込みを下回ったことにより執行残額が発生したとき。
- (3) 「港区立児童発達支援センター給食費減免要綱」により、乙に支払われない食事の提供に要する費用については、甲の負担とする。

本変更協定の締結に証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年4月1日

甲 港区芝公園一丁目5番25号
港区
港区長 武井雅昭 印

乙 世田谷区砧三丁目9番11号
社会福祉法人 友愛十字会
理事長 蒲原基道 印